

「くらし応援」うちなだクーポン券事業登録事業者募集要項

1. 目的

物価高騰の影響を受けている町民の生活を支援するとともに、町内店舗等での消費活動を喚起し、地域経済の活性化を図るために、「くらし応援」うちなだクーポン券を取り扱う事業者を募集します。

2. 事業概要

- | | |
|-------------|--------------------------------------|
| (1) クーポン券名称 | 「くらし応援」うちなだクーポン券
(以下、「クーポン券」という。) |
| (2) 発行元 | 内灘町 |
| (3) クーポン券内容 | 1冊10,000円(額面1,000円×10枚綴り) |
| (4) 交付対象者 | 町の住民基本台帳に記録されている内灘町民
(令和8年1月1日現在) |
| (5) 発行総数 | 約25,360冊 |
| (6) 使用期間 | 令和8年3月16日(月)から令和8年9月15日(火)まで |
| (7) 手数料 | 登録事業者の登録にかかる登録料、換金手数料の負担なし |

3. 応募資格

内灘町内に店舗、事業所等を有し、次の(1)から(3)のいずれにも該当しない事業者とします。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第5項に規定する営業を行っている事業者
- (2) 特定の宗教・政治団体と関わる場合や業務の内容が公序良俗に反する営業を行っている事業者
- (3) 役員等が暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。)、暴力団員(同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者に該当する事業者

4. 申込方法

- (1) 申し込みする事業者は、この募集要項の内容を理解し、同意したうえで、登録申込書（別記様式第1号）に所定の事項を記入し、次の宛先まで郵送又は持参してください。なお、令和6年度実施の第六弾元気内灘地域応援クーポン券事業において、既に登録された事業者につきましては、記載事項に変更がない限り申込を不要とし、登録事業者として登録します。なお、登録を希望しない事業者は、その旨ご連絡ください。

《宛先》〒920-0292 内灘町字大学1丁目2番地1

内灘町 都市整備部 企画振興課 宛て

- (2) 申込期限は、令和8年8月31日（月）までです。
- (3) 内灘町内に複数店舗を有し、全ての店舗を登録事業者として登録したい場合は、店舗ごとに申請してください。
- (4) 登録資格の審査後、登録事業者の登録決定通知書を交付します。

5. クーポン券の取扱いについて

(1) 厳守事項

- ア クーポン券は物品の販売又は役務の提供などの取引において利用できます。
- イ クーポン券を現金に換金することはできません。
- ウ 使用金額がクーポン券の額面に満たない場合でも釣銭は渡さないでください。
- エ 使用期間を過ぎたクーポン券は無効となります。

(2) 使用対象とならないもの

- ア 不動産や金融商品
- イ たばこ
- ウ 商品券やプリペイドカードなど換金性の高いもの
- エ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する営業において提供される役務
- オ 国税、地方税や使用料などの公租公課

6. 登録事業者の責務

- (1) 登録事業者であることが明確になるよう、内灘町が配布する掲示物等を使用者が分かりやすい場所に掲示すること。
- (2) 使用者が持ち込んだクーポン券は、受け取る前に問題がないかを確認すること。色合いやデザインが明らかに違うなど、偽造されたクーポン券と判別できる場合は、クーポン券の受け取りを拒否するとともに、その事実を速やかに町まで報告す

ること。

- (3) クーポン券の交換、譲渡及び売買は行なわないこと。使用期間中における商品の売買、サービスの提供等の取引に使用されたクーポン券のみ換金可能とする。
- (4) クーポン券の使用期間中は、登録事業者として事業を継続すること。
- (5) 使用者から受け取ったクーポン券は、換金時まで大切に保管すること。クーポン券の紛失、盗難、換金期限切れ等による損失に対して、内灘町はその責を負わないものであること。

7. クーポン券の換金方法

- (1) クーポン券の換金をしようとする場合は、内灘町企画振興課窓口にて、使用されたクーポン券に「くらし応援」うちなだクーポン券事業登録事業者換金申請書（別記様式第3号）を添え、換金の手続きを行ってください。
- (2) 換金申請期限は令和8年10月15日（木）午後5時までとし、この期限を過ぎてからの換金には一切応じられませんので注意してください。
- (3) 換金に係る手数料は無料とします。
- (4) 換金代金は、別表のスケジュールにより、登録事業者登録申込書に記載された振込口座に、振り込む予定です。

<申込先・問い合わせ先>

内灘町 都市整備部 企画振興課

〒920-0292

河北郡内灘町字大学1丁目2番地1

TEL : 076-286-6727 (直通)

FAX : 076-286-6709

別紙

別表 クーポン券換金スケジュール

回	換金代金振込予定日	換金手続日		
1	4月15日(水)	3月16日(月)	～	3月31日(火)
2	4月30日(木)	4月1日(水)	～	4月15日(水)
3	5月15日(金)	4月16日(木)	～	4月27日(月)
4	5月29日(金)	4月28日(火)	～	5月14日(木)
5	6月15日(月)	5月15日(金)	～	5月29日(金)
6	6月30日(火)	6月1日(月)	～	6月16日(火)
7	7月15日(水)	6月17日(水)	～	6月30日(火)
8	7月31日(金)	7月1日(水)	～	7月15日(水)
9	8月14日(金)	7月16日(木)	～	7月30日(木)
10	8月31日(月)	7月31日(金)	～	8月18日(火)
11	9月15日(火)	8月19日(水)	～	8月31日(月)
12	9月30日(水)	9月1日(火)	～	9月15日(火)
13	10月15日(木)	9月16日(水)	～	9月30日(水)
14	10月30日(金)	10月1日(木)	～	10月15日(木)

- ・換金の手続きの受付は、令和8年3月16日(月)から令和8年10月15日(木)まで(土・日、祝日、休日、年末年始の閉庁日を除く。)の午前9時から午後5時まで行うものとします。
- ・上記の振込予定日については、変更となることがあります。